

## 一般競争入札の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和5年6月9日

松本市長 臥雲義尚

### 1 入札対象工事

工 事 名	松本市総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修主体工程
工 事 場 所	松本市美須々5番1号
工 事 概 要	松本市総合体育館の非構造部材耐震化及び内装改修主体工程を行うもの
工 期	松本市議会議決日から令和7年3月14日まで

### 2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

工事種別と等級格付等	建築一式工事 格付A級(949点以上)【令和5年度格付】
建設業許可	建築一式工事について、特定建設業の許可を有していること。
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。ただし、同条第3項ただし書きに規定する監理技術者補佐を専任で配置する場合には、この限りではない。 (2) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (3) 入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。
所在地要件	松本市内に本店を有していること。
施工実績要件	不要
その他の参加資格要件	(1) 松本市建設工事一般競争入札実施要綱(平成10年告示第29号)第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 第1回目の入札において、入札額の積算資料としての工事費内訳書(金抜内訳書全項目)を提出すること。 (3) 本工事の入札参加者は、下記工事の入札に参加できないものとする。 松本市総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修機械設備工事 (4) 本工事の入札参加者は、下記工事の入札に特定建設工事共同企業体の構成員として参加できないものとする。 松本市総合体育館非構造部材耐震化及び内装改修電気設備工事

### 3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加資格確認申請受付	令和5年6月9日(金)から 令和5年6月30日(金)まで	(1) 提出書類は「松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書」とする。 (2) 松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。
設計図書等の閲覧等	令和5年6月9日(金)から 落札者の決定まで	(1) 入札参加条件該当者：松本市のホームページ (2) 入札参加資格非該当者：松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）にて、落札者の決定まで閲覧可。
入札参加資格確認通知書の発送	令和5年7月21日(金)から 令和5年7月24日(月)まで	入札参加資格確認通知書を郵送する。
入札参加資格を認められなかった場合の説明請求受付	令和5年7月24日(月)から 令和5年7月28日(金)まで (ただし最終日は、午後3時までに契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について文書(様式は自由)により説明を求められることができる。 (2) 松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。 ※説明を求められた場合は松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）において文書で回答することとし、回答日時は、該当者に電話連絡する。 回答期限：令和5年8月2日(水)
設計図書等に関する質問受付	令和5年7月24日(月)から 令和5年7月28日(金)まで	(1) <u>質問がある場合は、別紙【質問書(様式)】を使用し、質問内容がわかるように具体的に記載すること。</u> (2) 質問等がない場合であっても、別紙【質問書(様式)】を使用し、「質問等なし」として提出すること。 (3) 松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参することとし、 <u>質問がある場合は併せて以下の宛先へ電子メールにて提出すること(質問がない場合は、電子メールでの提出は不要)。</u> 【宛先】松本市財政部契約管財課契約担当 Mail: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp
設計図書等に関する質問回答の閲覧期間	令和5年8月3日(木)から 令和5年8月9日(水)まで	松本市役所 契約管財課 掲示板（本庁舎別棟2階）
入札日時・場所	令和5年8月9日(水) 午前9時30分から	松本市役所 契約管財課 契約室（本庁舎別棟2階）
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市役所 契約管財課にて公表する。	

(注意)

- 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（午後12時00分から午後1時までを除く。）とする。
- 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

### 4 入札事項等

適用する制度	松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱（ただし、同要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。）
入札の無効	松本市入札心得第6条のとおり（ただし、第6号中「入札金額の内訳欄」は、「工事費内訳書（金抜内訳書全項目）」と読み替える。）
入札保証金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契約保証金	契約金額の10/100以上の金銭的保証

前払金・中間前払金	適用あり ただし、前払金は各年度の出来高予定額の40%を限度額とし、請求は各年度毎に受け付けるものとする。
部 分 払 金	適用あり
出来高予定額割合	請負代金額のうち、令和5年度 約11%程度（予算の都合により変更の場合有り。）
支払限度額割合	請負代金額のうち、令和5年度 約10%程度（予算の都合により変更の場合有り。）

#### 5 契約の締結

本工事については、地方自治法第96条第1項第5号に定める議決事件であるため、落札後5日以内に仮契約を締結し、松本市議会の議決があったときに、当該仮契約書を同法第234条第5項に定める契約書とみなす。

#### 6 請負代金内訳明細書の提出

契約締結後7日以内に提出すること。ただし、第1回目の入札で落札者となった場合は、入札時に提出した工事費内訳書（金抜内訳書全項目）をもって替えることができる。

#### 7 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、この公告、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。

#### 8 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事一般競争入札実施要綱、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱、松本市入札心得及び建設工事標準契約約款他に示すとおりとする。

#### 9 担当部課（問い合わせ先）

公告の内容	松本市 財政部 契約管財課 契約担当（松本市丸の内3番7号）	TEL0263-34-8301
工事の内容	松本市 総務部 公共施設マネジメント課	TEL0263-34-3247